

第28回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2023年3月1日（水）

全体会・部会①・部会② 10:00～12:00（予定）

場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川

次 第

【全体会】

(1) 開会

(2) 第26回委員会（1/11）全体会の議事録確認

【資料1】

(3) その他

【資料2】

(4) 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正を行っています。

第 26 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

資料 1

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 5 年 1 月 11 日（水）10:00 ~ 12:00
- 場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模開発部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配布資料

全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 24 回委員会議事録案
- ・ 資料 2：調査方針の改定について

2 議事要旨

2.1 全体会

(1) 開会

- 第26回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(事務局)

(2) 第24回委員会(12/7)の議事録確認

- 修正指摘無し。(委員一同)

(3) 調査方針の改定について

- 資料2の説明。(委員長)

- 項目1の1点目にイコモスの評価等を踏まえて「国際的に評価されている」と加筆する方がよい。(老川委員)

- 旧品川停車場跡の追記箇所③について品川宿を加筆する方がよい。(老川委員)
← 「東海道・品川宿及びハツ山」とした方がよいと思う。(委員長)

- 全体的に「新橋・横浜間」か「新橋～横浜」か、統一したほうがよい。(老川委員)

- 旧品川停車場跡の追記箇所④の「復元」を「把握」と変更できないか?(京急)

- ← 考古学において、復元とは発掘調査のデータに基づいて過去の有り様を推定するという意味であり、今回の議事録にその旨を残せばよいと思うがどうか。(委員長)

- 了解した。(京急)

- 項目1の追記箇所について、旧品川停車場跡に関しては本芝からハツ山下に至る部分と一体であるという理解で整理されているが、我々は築堤と停車場は違うものと理解しているため考え方を伺いたい。(事務局)

- ← 本芝からハツ山下までが築堤の範囲であるという考え方について、委員会として同意しており、切り分けると矛盾する。(委員長)

- ← 旧品川停車場は拡張していくものであり、その中で築堤部分はどこに当たるのかという話にもなる。一体的にとらえることが正しい理解になる。(委員長)

- 項目1は旧品川停車場という記載に対し、項目2以降は旧品川停車場跡と記載されている。前者は遺構の状態が不明であるのに対して、後者は遺構がある前提で跡を用いていると理解するが、言葉の使い分け方を伺いたい。(JR)

- ← 跡が付いていないのは、遺構として連続的に確認できる段階ではないためである。品川停車場本体が重要であるというのは歴史的な事実かと思うが、全体が検出されていない状況である。その認識は正しい。(委員長)

- まとまっていない段階での表現であるとすると、文化財的な価値という点で、同列

の高輪築堤跡とは異なるのではないか。(JR)

← 保存措置に関する方針をここで定めているのではない。まずは歴史的に重要な場所であるということを、今後の調査方針の背景として記しているものである。(委員長)

•項目 2 の調査対象について長さ 1.3km は 1~6 街区を指すと認識する。これ以南の隣接地区には品川駅構内も含まれることになるが、現時点では石垣や群杭の確認は不透明ではないかと思う。(JR)

← 1~4 街区が 1.3km と認識しており、誤りであれば修正したい。表現は「5、6 街区及び以南」という説明になる。(委員長)

•項目 6 の調査について文献調査等が記載されており、項目 8 は現地調査の方針と認識する。老川委員の指摘について、項目 8 の部分にも文献等の調査の内容を記載することに少し違和感がある。(JR)

← 項目 6 は考古学的な調査に限定せず、調査の流れや調査方針の内容の全てに係る課題を包括している項目であり、項目 8 はその課題に応じた方針を記載している。老川委員の指摘は、旧品川停車場跡について、まだ調査が十分に行われていないために品川宿の文献調査も必要という指摘である。品川宿も発掘するという意図ではない。(委員長)

•事業者が調査費を負担する内容でもある。あくまでも高輪築堤跡の価値の理解に関するものについて、丁寧に進めていきたい。(JR)

← いたずらに調査範囲を拡大するものではない。(委員長)

→ 誤解のないよう議事録等で確認しながら進めたい。(JR)

•老川委員の指摘を反映するとともに、議論した内容に対して意見がなければ了承ということとする。(委員長)

(4) その他

<全体会・部会①・部会②終了後>

•文化財行政から総括の意見をもらう。(委員長)

← 連立事業の発掘調査については、文化庁もできることを協力したいと思っているので引き続きお願いする。(文化庁)

← 新たな知見が続々と出てきた。調査方法を含めて整理について港区と調整して進めていきたい。(東京都)

← 情報共有が図れて有意義だった。今後も関係者と調整しながら進めたい。現場に携わる方々には安全第一でお願いしたい。(港区)

(5) 閉会

•本日はこれで閉会とする。(事務局)

3 議事録

3.1 全体会

(1) 開会

(事務局) 第 26 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。

- ・ オンライン・サテライトの説明
- ・ 配布資料の確認
- ・ 進行の確認

(事務局) 進行を委員長にお願いする。

(2) 第 24 回委員会 (12/7) の議事録確認

(委員長) 前回の全体会の議事録について修正等の指摘はあるか。

(委員長) 何か修正があれば本委員会が終了するまでに指摘していただきたい。
なければこれで議事録を確定する。

(3) 調査の方針の改定について

(委員長) 資料 2 を説明。改訂の「訂」の字について、規約の変更ではなく、一つの方針を定めたものの増補改訂版というような理解をしていただきたい。資料中の下線部が新たに追加した箇所となる。調査対象の波除けという言葉を変えて群杭という言葉とした。

(老川委員) 全体としては賛成だが項目 1 の 1 点目について、イコモスの評価などもあるので、国際的に評価されているという文言を加えた方がよいと考える。また、項目 8 の旧品川停車場跡の箇所の③について、品川宿を観点として加えた方がよい。また「新橋・横浜」か「新橋～横浜」か、統一したほうがよい。

(委員長) 指摘の 1 点目、国際的に注目されているという文言を加えるということについて、2021 年の時点では必ずしもそうではなかったが、この間に我々も見聞きしているという事実があるので、これを加えてはどうかという意見。2 点目について、「東海道・品川宿及びハツ山」とする指摘であったがいずれもその方がよいと思う。

(京急) 旧品川停車場跡について、④でハツ山付近の旧地形の復元という言葉がある。復元という言葉を把握という表現に変更できないか。

(委員長) 考古学において、復元とは発掘調査のデータに基づいて過去の有り様を推定するという意味である。そのような意味であることを議事録に残せばよいと思うがどうか。

(京急) 了解した。

- (事務局) 項目 1 の追記箇所について、旧品川停車場に関しては本芝からハツ山下に至る部分が一体であるという理解のもとで整理されて、このような記載になっているかと思う。我々は、大枠で考えると、築堤と停車場は違うものと理解している。考え方を伺いたい。
- (委員長) 本芝からハツ山下までが築堤の範囲であるという考え方について、委員会としては同意しており、ここで切り分けると矛盾するのではないか。
- (事務局) 第三者が見てもわかるような形で整理できればよい。
- (委員長) 旧品川停車場は拡張していく。その中で築堤部分はどこにあたるのかという話になる。一体的にとらえるのが正しいという理解になる。問題はないか。
- (JR) 項目 1 には旧品川停車場との記載で、項目 2 以降は旧品川停車場跡との記載になっているが、これは意図的に書き分けているのだと思う。遺構がある前提で跡という表現を使われていると理解している。前者は遺構の状態がわからないので、あくまでも歴史的な事実としての意味であり、後者は遺構がある前提で跡を用いていると理解するが、言葉の使い分け方を伺いたい。
- (委員長) まず、注釈部、横仕切堤についての加筆部分についての説明を加える。横仕切堤は、第 7 だけではなく第 8 もあるので加えている。項目 1 の旧品川停車場には跡を付けていない。跡を付けていないのは、遺構として連続的に確認できる段階ではないためである。品川停車場本体が重要である、というのは歴史的な事実かと思う、しかしながら跡をつけると、全体が検出されていない状況のため、跡とはどれなのかという議論になる。そういう意味で JR の認識は正しい。
- (JR) そうであるならば、調査の方針の文化財的な価値について、他の場所とは違って検出や確認がされていない、つまりまとまっていない段階のため、歴史的なポジショニングとしての表現であるとすると、同列の高輪築堤跡とは意味合いが異なるのではないかと思う。
- (委員長) 旧品川停車場の遺構の一部が検出され、調査成果も上がりつつある。まずは歴史的に重要な場所であることを、記載している。保存措置に関する方針をここで定めているのではない。あくまでも今後の調査方針の背景を記しているものである。
- (JR) 項目 2 の調査対象について、長さ 1.3km というのは、1~6 街区部分を示すと認識している。これ以南の隣接地区には品川駅構内も含まれることになるが、現時点では築堤本体、石垣や群杭がどこにあるのか確認は不透明ではないかと思う。
- (委員長) 1.3km は当初から記載していると思う。
- (JR) 1~4 街区は 900m 程度となる。
- (委員長) 1~4 街区が 1.3km と認識していた。長さの認識に誤りであれば、修

正したい。それ以南の隣接地区とは、「5・6 街区及び以南」という説明になる。

(JR) 承知した。文言は事務方で調整する。

(JR) 項目 6 の調査について現地での調査以外に文献調査等が記載されており、項目 8 については現場の調査の方針を記載しているとの認識している。老川委員の指摘について、項目 8 の部分に文献等の調査の内容を記載することに少し違和感がある。

(委員長) 項目 6 については考古学的な調査に限定せず、その後の調査の流れや調査方針の内容全てに係る課題を包括的に示す項目としている。項目 8 はその課題に応じた方針を記載している。老川委員の指摘は、旧品川停車場跡はまだ調査が十分に行われていないこともあり、品川宿の文献調査も必要だという指摘をしている。③、④というのは品川宿も発掘するという意図ではない。文献資料の調査が基本である一方、品川宿から出てきたゴミ等が、旧品川停車場の埋め立てに含まれているという可能性は、全く無いとは言い切れず、考古学的に無縁であるとは言いにくい。

(JR) 事業者が調査費を負担するという内容でもあり、あくまでも高輪築堤跡の価値の理解に関するものについて、丁寧に取り組んでいきたい。引き続き内容を確認、調整しながら進めたい。

(委員長) いたずらに調査範囲を拡大するものではない。

(JR) 誤解のないように議事録等で確認しながら進めたい。

(委員長) 老川委員の指摘を反映するとともに、その後のやり取りの部分は、特に意見がなければ了承いただいたこととする。

(4) その他

(委員長) 他に何か意見があるか。

(委員長) なければ、全体会を終了し、部会①に進める。

<全体会・部会①・部会②終了後>

(委員長) 文化財行政から総括の意見をもらう。

(文化庁) 連立事業の発掘調査については、文化庁もできることを協力したいと思っているので引き続きお願ひする。

(東京都) 横仕切堤や品川停車場など新たな知見が続々と出てきた。調査方法を含めて整理については港区と調整して進めたい。

(港区) 情報共有が図れて有意義だった。今後も関係者と調整しながら進めていきたい。年末年始痛ましい事故の報道もあった、現場に携わる方々は安全第一をお願いしたい。

(5) 閉会

(委員長) これで終了する。

(事務局) 本日はお忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とす
る。

以上

2021. 1. 25

2021. 7. 16 改訂第1回

2021. 11. 10 改訂第2回

2023. 1. 11 改訂第3回

高輪築堤調査・保存等検討委員会

東京都教育委員会

港区教育委員会

高輪築堤跡の調査の方針について

高輪築堤調査・保存等検討委員会、東京都教育委員会及び港区教育委員会は、高輪築堤跡を対象とする埋蔵文化財の記録保存調査の方針について、次のように提案する。

1. 高輪築堤跡の文化財的価値

- ・高輪築堤跡は国史跡「旧新橋停車場」と一連のものであり、近代化土木遺産を代表する極めて重要な遺跡で国際的に評価されている。
- ・高輪築堤跡は、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めており、東京や高輪地区の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ・今回確認された高輪築堤跡は、遺構の連續性をとらえることが可能であり、遺存度も極めて良好である。また、明治5年（1872）の鉄道創業時から、複線化、3線化、そして現代に至るまでの日本の鉄道の歴史的変遷をたどることができる遺跡である。
- ・第7橋梁橋台部は、遺存度も極めて良好であり、今後同種のものが発見される可能性は低く、希少性の高いものである。
- ・高輪築堤跡は、機械化施工が未発達な時期に築かれた盛土構造物であり、かつ設計図や文献等が乏しい当時の設計の考え方（下部構造を含む）や施工方法等が確認できる重要な鉄道構造物である。
- ・第7橋梁橋台部は、我が国における土木構造物の設計方針が変化する過程を示す構造物である。列車荷重等を支える基礎構造や内部構造は、近代土木技術の発達を知るうえで重要度の高いものである。
- ・横仕切堤＊は、鉄道開業時から高輪築堤と一緒に構築された施設であり、その文化財的価値は高輪築堤と同等であり、地域史上も極めて重要な遺構である。
＊横仕切堤は、高輪海岸と高輪築堤を結ぶ通路であるとともに、高輪海岸から第7・8橋梁を通って東京湾に船が出入りする水面を区画するものであり、のちの埋め立て工事による鉄道用地・民有地の拡大などの開発の指標となつた。
- ・高輪築堤の南端に設置された旧品川停車場は、新橋～横浜間の鉄道において重要な位置を占めている。

2. 調査対象

調査の対象は、JR高輪ゲートウェイ駅の西方で確認された、長さ1.3kmほどの築堤本体、海手側及び山手側石垣と群杭、埋め立て遺構等を含むものである。また、それ以南の隣接地区で確認された築堤本体、石垣と群杭、埋め立て遺構等及び旧品川停車場跡の遺構が調査対象である〔高輪築堤跡（港区No.208）〕。

3. 調査の基本方針

- ・上記1のような高輪築堤跡の文化財的価値を踏まえて、調査は、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「検討委員会」という。）及び埋蔵文化財行政における東京都教育委員会（以下「都教委」

という)・港区教育委員会(以下「区教委」という)が作成する調査方針及び調査指導の下で、考古学とともに近代史、鉄道史、土木史、土木工学、地質学、植物学、環境史などの諸分野の知見と方法に基づき、詳細かつ慎重に調査を実施する。

- ・高輪築堤は本来、新橋～横浜間の鉄道構造物総体の一部をなすものである。旧新橋駅は国指定史跡「旧新橋停車場」として保存・活用されている。この点を踏まえ、高輪築堤跡もこれに関連する遺構として史跡に相当する重要性をもつことを認識の上、調査を実施する。
- ・遺構の現地保存や移築保存が想定される場合には、それを前提にした調査を実施する。

4. 高輪築堤調査・保存等検討委員会

- ・検討委員会は、文化財及び鉄道構造物の観点から高輪築堤跡の「調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行う」とされる(設置要綱第2条)。
- ・これを踏まえて、検討委員会では、埋蔵文化財行政における都教委・区教委の指導の下に、調査方針を定め、具体的な調査方法について決定する。

5. 調査の進捗確認

- ・調査の進捗と課題については、定期的に区教委から検討委員会に報告する。
- ・上記の実施にあたり、複数の発掘調査会社が従事することから、調査の目的や各種データ、調査成果等について、定期的に情報共有を図る。

6. 調査の課題

- ・以下のような調査の課題を解明するとともに、それらを総合して高輪築堤跡の全体像を明らかにする。
 - ①高輪築堤跡の地理学的環境(海浜部の自然環境との関わり)
 - ②高輪築堤跡を構築した土木技術
 - 群杭、土丹層、砂利層、盛土、石積み・石垣など
 - ③高輪築堤構築の工区割り及び施工過程
 - ④鉄道関連の施設
 - 電柱・枕木・バラストなど
 - ⑤高輪築堤に使用した資材の分析
 - 石材、砂利、土、木材等の量、由来、搬入経路等
 - ⑥高輪築堤跡の修理箇所と工法
 - ⑦鉄道創業時から複線化、3線化、築堤の終焉に至る高輪築堤の鉄道の歴史的変遷
 - ⑧高輪築堤に関する文献資料、絵画資料、写真資料の収集と分析
 - ⑨近代史、鉄道史、土木史からみた高輪築堤
 - ⑩東京・高輪の地域史における高輪築堤

7. 調査の流れ

- ・調査手順は、基本的に構築の新しい時期から古いものへと段階的に進める。
- ・調査工程については、資料①の築堤断面構造想定図をもとに、資料②～④の調査工程図と資料⑤の調査工程表を基に進める。
- ・構築順の記録写真は合成で調査範囲全体をつなぐ。
- ・調査範囲が長大なことから、適切な調査範囲の規模を検討する。

8. 遺構別の調査方針

石垣について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣は上部が取り除かれているものの、下半部はほぼ残存しており、良好な遺存状態と評価できる。また、山手側石垣についても2段階の石垣が確認されており、

拡張の変遷が分かっている。

- ・検出されている石垣の平面及び側面の写真から、石積みの変化点の有無、規模の相違個所の観察、修築跡、石材種の使い方の特徴等、事前に状況確認を行い、調査範囲及び工程を作成する。
- ・石垣石は個体No.をつけて取り上げ、規模、重量、石質、加工、目地の在り方等観察事項を検討し記録化する。
- ・裏込め石については、石材の種類、規模、積み方等を観察し、記録化する。
- ・胴木及び杭等については、規模、加工の在り方、刻印の有無、樹種等の観察を行い記録化する。また、杭に関しては、打ち込み深度と土層との関係等も記録化する。
- ・石材はじめ木材等資料については、専門家の指導の下、必要に応じてサンプリング、分析を行う。

堤について

- ・これまでの調査で最上部には創業時のバラストが確認されている。バラスト面に伴う枕木痕や電信柱痕等、堤上に残る鉄道関連遺構を慎重に確認し記録化する。
- ・堤内部の構造については、段階的な構築順に留意し記録化を図る。
- ・これまでの築堤内部の盛土の状況から、築堤の土層（ローム、粘土、シルト等）は場所により多種の盛土が使われていることが分かっている。盛土の観察及び記録化、分析を慎重に行う。
- ・堤の盛土内に含まれる遺物は、創業時の年代を決めるうえで重要なものである。段階的な構築に含まれる遺物を適切に取り上げる。
- ・築堤盛土と基盤層（自然堆積層）との関係を把握する。
- ・基盤層（自然堆積層）に構築された遺構を確認し記録化する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて盛土・自然堆積層のサンプリング、分析及び試験を行う。
- ・土層断面の剥ぎ取り、遺構の一部切り取り等は必要に応じて実施する。

盛土中の遺構について

- ・盛土の掘削は慎重に行った上で精査し、盛土内で確認される遺構の有無を確認する。
- ・遺構が確認された場合は、築堤との関係（構築の時期や目的等）を把握した上で記録化する。

群杭等について

- ・これまでの調査によって、海手側石垣の東側に列状の群杭が確認されている。杭列の上部は黒色の砂利で覆われている。砂利層の上面の記録を済ませた後、杭の検出作業を行う。
- ・杭列は、築堤と一体のものと考えられることから、杭列の在り方をはじめ、変化点の有無、打ち込み深度と土層との関係等の観察と記録化を行う。また、杭については、取り上げた後、規模、加工痕、刻印等の有無、樹種等の観察を行い、記録化する。
- ・専門家の指導の下、必要に応じて樹種等のサンプリングを行う。

埋め立て遺構等について

- ・試掘調査及び築堤確認調査によって、築堤を覆う土層は構内の拡張の痕跡を示している。構内の歴史を記録化するため、必要な個所で土層堆積の記録化をおこなう。
- ・埋め立て遺構に伴う石垣、土留め等を確認し記録化する。

第7橋梁橋台について

- ・第7回検討委員会において、橋台部及び築堤約80mの現地保存が決定したことから、記録保存を前提とした調査は実施しない。

信号機跡について

- ・信号機跡の基本的な構造を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
① 土台部の基礎構造

- ② 構築の時期及び方法
 - ③ 築堤の工法及び地業の差異
 - ④ 修復、改築等の痕跡の有無
 - ⑤ その他文献、古写真等から確認できる付帯施設の有無、及びその構造
- ・当該遺構は移築保存となることから、移築・公開にあたって必要な情報を取得する。

横仕切堤跡について

- ・調査にあたっては、事前に地形図等で変遷を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
 - ①横仕切堤の基本的構造
 - ②横仕切堤の変遷及び構築方法
 - ③築堤との接続部の構造と構築段階及び構造的差異
 - ④拡幅、修復、改築等の痕跡の有無

旧品川停車場跡について

- ・調査にあたっては、事前に地形図等で変遷を確認したうえで、以下の点を捉えるように留意して調査を行う。
 - ①旧品川停車場跡の整地層及び盛土層の変遷及び構築方法
 - ②旧品川停車場跡に関わる施設の遺構及びそれに伴う遺物
 - ③旧品川停車場跡と築堤、東海道・品川宿及び八ッ山との関係
 - ④八ッ山周辺の旧地形の復元
 - ⑤拡幅、修復、改築等の痕跡の有無

9. 記録作業後の構築部材の取扱について

- ・記録化作業が終了した遺構構築部材については、今後の保存・活用・公開の方針を踏まえた上で、適切に扱う。

10. 調査成果の公開について

- ・発掘調査の成果は、現地調査の進捗状況に合わせて現地説明会等により、広く公開する。